

【資料6】

高知県おもてなし県民会議 国際観光受入部会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 高知県の国際観光に関するおもてなしの取り組みを進めるため、高知県おもてなし県民会議設置要綱第4条第2項の規定に基づき、高知県おもてなし県民会議（以下「県民会議」）内に国際観光受入部会を設置する。

（構成員）

第2条 国際観光受入部会の委員は、県民会議委員の中から県民会議会長が指名することとし、別表に掲げるとおりとする。

2 部会長は、国際観光受入部会の委員の互選により定める。

3 部会長の任期は、2年間とする。

（会議）

第3条 国際観光受入部会は、部会長の招集に応じて会議を開催する。ただし、第1回の国際観光受入部会の招集は、高知県観光振興部長が行う。

（業務の内容）

第4条 国際観光受入部会は、第1条に規定する目的に沿って、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高知県おもてなしアクションプラン（国際観光受入関係）の策定及び推進に関すること。
- (2) 国際観光に関するおもてなしの心の醸成に関すること。
- (3) 高知県の国際観光の評価に関すること。
- (4) 外国人観光客への接客マナーの向上に関すること。
- (5) 多言語による観光案内板及び誘導標識の整備に関すること。
- (6) 外国人観光客への観光情報の発信に関すること。
- (7) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の環境整備に関すること。
- (8) 外国人旅行者向け消費税免税店に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、高知県の国際観光におけるおもてなしに関すること。

（関係者の意見等）

第5条 部会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の意見を聴き、又は委員以外の関係者に関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 国際観光受入部会の事務局は、高知県観光振興部おもてなし課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、国際観光受入部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。